

## 日本における生態系ネットワークの位置付け

生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）は、日本の国づくりの施策・方針として位置づけられている。

国土形成計画(全国計画)[H20.策定]において、人と自然の共生を確保していくためには、健全な生態系の維持・形成が必要不可欠であり、**エコロジカル・ネットワーク形成の重要性の他、生物の生息・生育空間の確保や河川と一体となったまちづくりなどの地域活性化の取組みを推進**することが明示された。

「ラムサール条約第 10 回締結国会議」[H20 年開催]において、**自然の生物多様性、生態系サービス及び水田の持続可能性を高め、水鳥個体群の保全にも貢献するような計画、農法及び水管理を特定し積極的に推進**することを奨励する決議を、わが国から提案し採択された。

中国圏広域地方計画 [H21.決定/公表]において、**人と自然の共生を推進するため、様々な主体の参加・連携の下、生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の形成を通じた自然環境の保全・再生を図り、自然にふれあうことのできる場の整備や機会の拡大を図る取組を推進**することが示された。また、中海・宍道湖やダム湖等の湖沼、水辺の楽校プロジェクト等で整備された河川等を活用した、野鳥や水生生物の観察等の自然環境学習プログラムの推進や、中海・宍道湖や秋吉台地下水系のラムサール条約湿地等を活かしたエコツーリズムの推進等、自然にふれあうことのできる場の創出を図り、中国圏における自然の保全・再生のためのエコロジカルネットワーク構想の構築を推進することが示された。

生物多様性国家戦略 2012-20[H24. 閣議決定]において、地域固有の生物相の安定した存続、あるいは個体数の減少した生物の回復を図り、将来にわたって**生物多様性が保たれる国土を実現するためには、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核(コアエリア)として確保し、外部との相互影響を軽減するための緩衝地域(バッファゾーン)を設けるとともに、これらを生態的な回廊(コリドー)により有機的につなぐことにより、生態系ネットワーク(エコロジカルネットワーク)を形成していくことが必要**と明示された。

安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について〔答申〕[H25.社会資本整備審議会]において、**河川は広域的な生態系ネットワーク形成の骨格となることから、河川管理者がこうした取組に積極的に関わり、流域あるいは流域を越えた複数の地方公共団体や関係機関の取組をつなぐ等の中心的な役割を担うことが期待**されている。

新たな「国土のグランドデザイン」（骨子）[H26. 公表]において、本格的な人口減少社会の到来により、2050 年を視野に入れた中長期の国土づくりの理念や考え方を示すものとして、新たな「国土のグランドデザイン」が示された。その中の**基本戦略のひとつとして、生態系ネットワークの更なる充実強化による生物多様性の保全と回復、また具体的推進方策例のひとつとしてエコロジカル・ネットワークの形成(森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海等を有機的につなぐエコロジカルネットワーク(生態系ネットワーク)の形成を図る)**が挙げられている。

# 愛知目標の達成に向けて

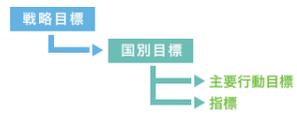
2010年10月、愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催され、2011年以降の新たな世界目標である愛知目標を含む「戦略計画 2011-2020」や「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)に関する名古屋議定書」が採択されるなど、大きな成果を残した歴史的な会議となりました。生物多様性国家戦略 2012-2020 では、COP10で採択された「戦略計画 2011-2020」に沿った長期目標及び短期目標を掲げ、愛知目標の達成に向けたロードマップを示しました。さらに、100年先を見据えた国土のランドデザインを示しています。

**2010年** 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

**2012年** 生物多様性国家戦略 2012-2020 策定

## 愛知目標達成に向けたロードマップ

愛知目標の達成に向けたロードマップとして、愛知目標に沿って5つの戦略目標毎に、わが国の状況やニーズ等に応じた13の国別目標、国別目標の達成に向けた48の主要行動目標、国別目標の達成状況を把握するための81の指標を設定しました。



**2020年** 短期目標

生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

**2050年** 長期目標

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

## 自然共生社会における国土のランドデザイン

過去に損なわれた生態系を回復していくためには100年という長期的視野で考えていくことも重要です。このため、100年先を見据えて目指すべき目標像として、「自然共生社会における国土のランドデザイン」を具体的なイメージとして示しています。



## 愛知目標の達成に向けた世界への貢献

私たち一人ひとりの日々の暮らしは地球規模の生物多様性に支えられています。国際的な目標である愛知目標の達成に向けては、このことをしっかりと認識し、地球規模の視野を持って世界の生物多様性の保全と持続可能な利用について、国際的な連携を進めていくことが必要です。わが国は生物多様性日本基金による愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等の支援や、二次的自然環境の持続可能な形での保全を進める SATOYAMA イニシアティブの推進等を通じ、積極的に国際貢献をしていきます。

## 愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標等

戦略目標	国別目標	主要行動目標	対応する愛知目標	
戦略目標A: 生物多様性の損失の根本原因に対処	A-1: 「生物多様性の社会における主流化」の達成等	A-1-1: 生物多様性の広報・教育・普及啓発等の充実・強化	1	
		A-1-2: 生物多様性等の経済的な評価などによる可視化の取組の推進	2	
		A-1-3: 地方自治体における生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組の促進 2013年までに生物多様性地域戦略の策定の手引きの改定	3 4	
		A-1-4: 生物多様性への配慮事項が盛り込まれた国・地方自治体の戦略・計画等の策定の促進、奨励措置による生物多様性への影響の考慮、生物多様性に配慮した奨励措置の実施		
		A-1-5: 持続可能な事業活動のための方針の設定・公表とその実施の奨励		
戦略目標B: 生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進	B-1: 自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の減少	B-1-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに損失速度や劣化・分断の状況把握のための手法、ベースラインの確立	5	
		B-1-2: 2020年までに生息地の劣化・分断の減少のための取組を実施 等		
		B-1-3: 2015年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しの実施 等		
		B-1-4: 鳥獣による農作物被害対策や森林被害対策の推進 等		
	B-2: 生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施	B-2-1: 持続的な農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組の促進	6 7	
		B-2-2: 森林の多面的機能の持続的発揮、森林のモニタリング調査の推進 等		
	B-3: 窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物の保全と生産性の向上等	B-2-3: 持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組の促進 等	8	
		B-2-4: 自然と共生した里海づくりの取組の実施		
		B-3-1: 流域からの栄養塩類・有機汚濁物質の削減、2015年3月までに第7次水質総量削減の実施		
	B-4: 外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進等	B-3-2: 2014年までに水生生物の保全のための下層DO及び水生植物の保全のための透明度についての環境基準化の検討 等	9	
B-3-3: 生息環境を維持するための管理方針の確立に向けた調査研究の実施				
B-4-1: 2014年までに侵略的外来種リストの作成、定着経路の情報整備 等				
戦略目標C: 生態系、種、遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善	C-1: 陸域等の17%、海域等の10%の適切な保全・管理	B-4-2: 2014年までに防除の優先度の考え方の整理、計画的な防除等の推進、「外来種被害防止行動計画(仮称)」の策定	10	
		B-4-3: 優先度の高い侵略的外来種の制御・根絶、これらの取組を通じた希少種の生息状況や本来の生態系の回復の促進		
		B-5-1: 2013年までにサンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の気候変動に脆弱な生態系に対する人為的圧力等の特定、2015年までに人為的圧力等の生態学的許容値の設定と許容値達成のための取組の実施		
	C-2: 絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持等	C-1-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに保全・管理の状況把握のための手法、ベースライン、現状の整理		11
		C-1-2: 生物多様性の保全に寄与する地域の指定についての検討と適切な保全・管理の推進		
戦略目標D: 生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化	D-1: 生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の強化	C-1-3: 広域レベルにおける生態系ネットワークの方策の検討とその形成の推進 等	12 13	
		C-1-4: 2014年までに重要海域の抽出、保全の必要性及び方法の検討		
		C-2-1: 絶滅危惧種に係る知見の集積、レッドリストの整備と定期的な見直し 等		
		C-2-2: 国内希少野生動物植物種の指定、保護増殖の取組の推進 等		
		C-2-3: 絶滅危惧種の絶滅・減少の防止のための基盤整備の推進 等		
	D-2: 劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献	C-2-4: トキ、ツシヤママネコ等の生息域外保全や野生復帰の推進 等	14	
		C-2-5: 植物遺伝資源保全に関するネットワークの構築 等		
		D-1-1: 持続的な森林経営の確立、多様で健全な森林の整備・保全の推進 等		
		D-1-2: 農業の持続的な営みを通じた農村環境の保全・利用と地域資源の活用 等		
		D-1-3: SATOYAMA イニシアティブの国内外における推進		
D-3: 名古屋議定書の締結と国内措置の実施	D-1-4: 2013年までに三陸復興国立公園の指定、海岸防災林の復旧・再生の推進 等	15		
	D-1-5: 自然と共生した里海づくりの取組の実施			
	D-1-6: 生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)の仕組みを活用した新たな施策展開の検討			
戦略目標E: 生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築の推進	E-1: 生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 等	D-2-1: 2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに生態系の保全・回復の状況把握のための手法、ベースラインの確立 等	16	
		D-2-2: 生態系の保全と回復対策の推進による気候変動の緩和と適応対策の推進		
	E-2: 伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源(資金、人的資源、技術等)の効果的・効率的動員	D-2-3: 森林施策の適切な実施等の森林吸収源対策の推進、緑の回廊の設定 等	17	
		D-3-1: 可能な限り早期に名古屋議定書を締結、遅くとも2015年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置・普及啓発等の実施による名古屋議定書の義務の着実な実施		
		D-3-2: 地球環境ファシリティー(GEF)や名古屋議定書実施基金等を通じた議定書の締結を目指す途上国への支援の促進		
		E-1-1: 必要に応じ2015年から2016年にかけて生物多様性国家戦略の見直しの実施		
戦略目標E: 生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築の推進	E-1: 生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 等	E-1-2: 地球環境ファシリティー(GEF)や生物多様性日本基金等を活用した世界全体での個別目標17の達成への貢献	18	
		E-2-1: 伝統的生活文化の智慧や資源利用技術の再評価、継承・活用の促進		
	E-2: 伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源(資金、人的資源、技術等)の効果的・効率的動員	E-2-2: 自然環境データの充実、継続的な更新・速報性の向上 等	19 20	
		E-2-3: 海洋生物・生態系に関する科学的知見の充実		
		E-2-4: 生物多様性に関する総合的な評価の実施、わが国の国別目標の中間評価		
		E-2-5: IPBESへの積極的な参加・貢献、国内体制の整備		
E-2-6: わが国における資源動員状況の把握及び生物多様性条約事務局への報告体制の整備				

※国別目標の目標年はB-5、D-3、E-1が2015年、それ以外の国別目標は2020年。主要行動目標の目標年は年が未記載の場合、国別目標の目標年に同じ。

出典: 環境省自然環境局(2012)豊かな自然共生社会の実現に向けて 生物多様性国家戦略2012-2020



● 宍道湖西岸 ヨシ原再生・浅場造成地



● 宍道湖グリーンパーク 隣接浅水域



● 斐川なぎさ公園 湖岸域



● 宍道湖西岸なぎさ公園 浅水池



● 宍道湖北岸 ヨシ原再生・浅場造成地



● 宍道湖西岸 ヨシ原再生地



● 宍道湖西岸 隣接水田地帯（休耕湿地）



● 宍道湖西岸 隣接水田地帯

■ 斐伊川水系生態系ネットワーク  
水辺環境拠点想定地②

斐伊川



● 瑞穂大橋下流右岸にある河岸湿地（たまり）



● 神立橋下流左岸の止水域



● 斐伊川河口 穴道湖合流付近



● 西代橋上流左岸にある堤外水路と河跡湖



● 灘橋から河口付近にあるガン類の休息地となる中州



● 灘橋より上流側の本川



● 北神立橋下流側の本川 ガン類の<sup>ねぐら</sup> 峙だった水域



● 森坂大橋下流側の斐伊川本川と赤川

■ 斐伊川水系生態系ネットワーク  
水辺環境拠点想定地③



● 妙見橋左岸下流側 河岸部に生息するマコモの植生帯



● 神戸堰橋下流に広がる浅水域



● 神戸橋右岸上流側 ワンド状の止水域



● 新崎屋橋右岸下流側 創出された河岸浅水域



● 馬木新大橋上流側の神戸川本川



● 境橋右岸上流側 ワンド状の止水域



● 神戸川河口右岸

■ 斐伊川水系生態系ネットワーク  
主要関連施設①

宍道湖グリーンパーク



● 野鳥観察舎 入口



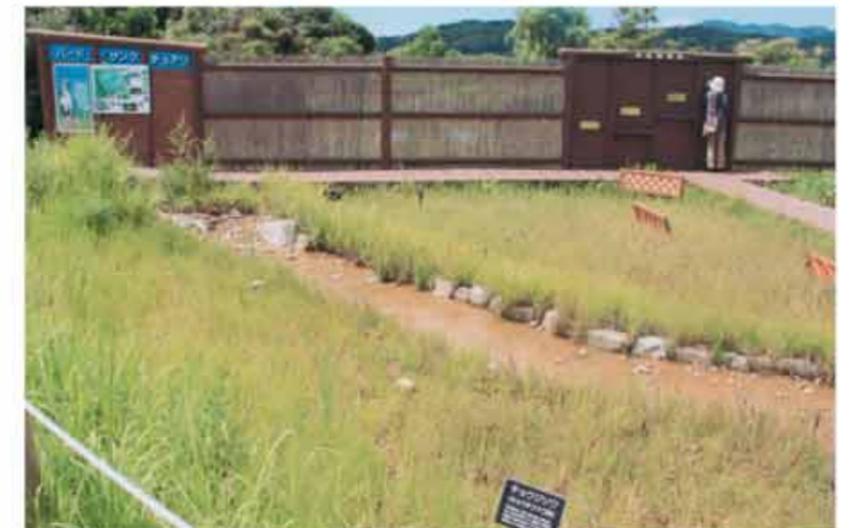
● 野鳥観察舎と宍道湖西岸の湿地帯



● 宍道湖グリーンパーク入口付近



● 野鳥観察舎 内部



● バードサンクチュアリ 外側からの景観



● 宍道湖グリーンパーク全体案内図



● 野鳥観察舎 内部



● バードサンクチュアリ 内側の水辺環境

■ 斐伊川水系生態系ネットワーク  
主要関連施設②

出雲市トキ分散飼育センター  
トキ学習コーナー  
浜遊自然館



● 出雲市トキ学習コーナー学習棟の外観



● 学習棟内のトキ剥製展示



● 出雲市トキ分散飼育センターの外観



● 学習棟内部から近似種ケージへの観察状況



● 出雲市トキ分散飼育センターの内部構造



● 学習棟内の展示物



● 浜遊自然館・出雲学習センターの外観



● 浜遊自然館の展示学習室